

社会福祉法人日昇会 費用弁償規程(旅費規程)(法人)

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員、理事（監事を含む）、に支弁する費用弁償（旅費）を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 理事長が招集する評議員会、理事会、および研修会等に出席した場合には、旅費支給をする。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道運賃、車賃とする。

(鉄道および車賃)

第4条 鉄道運賃および車賃は、出発地より現地までの距離により支給する。

- 2 理事会、評議員会の場合、開催地より1 km 以上は交通費として2,500 円、5 km 以上は交通費として5,000 円を支給する。

附則

1. この規程は、昭和60年9月1日から施行する。
2. 平成9年4月1日より日当を変更する。
3. 平成18年4月1日より旅費を変更する。
4. この規程は平成29年6月の定例評議員会後施行する。